

今回の改正によって新設される柔軟な権利制限規定によって合法化されるサービスのほとんどは、フェアユースのある米国ではかなり以前から合法化されている。

新技術・新サービス関連サービス合法化の日米比較

サービス名	米国でのサービス開始	米国でのフェアユース判決	日本での合法化（施行年） = サービス可能化
リバース・エンジニアリング	1970 年代*	1992 年	2019 年
論文剽窃検証サービス	1998 年	2009 年	2019 年
書籍検索サービス	2004 年	2013 年	2019 年
(参考) 画像検索サービス	1990 年代*	2003 年	2010 年
(参考) 文書検索サービス	1990 年	2006 年	2010 年

*裁判例から推定した。

出所：城所岩生「改正著作権法は AI・IoT 時代に対応できるのか？」

—米国の新技術関連フェアユース判決を題材として—『GLOCOM Discussion Paper Series 18-003』2018.08 (GLOCOM HP で近日中公開).

今回の改正は下図右端の C 類型を採用したが、柔軟性の点では依然として下図左から 2 番目の米・フェアユース型には及ばない。このため、日本でサービス可能になった時点では、フェアユースをバックに先行した米国勢に、日本市場まで席卷されてしまった苦い経験（上表参照）を繰り返すおそれはないのか議論していただけるとありがたい。

【権利制限の柔軟性の選択肢】

著作権の権利制限が正当化される主な視点	総合考慮型	一定の柔軟性ある権利制限規定(例)	
	米・フェアユース型	受け皿規定 (※1)	著作物の表現を享受しない利用 (C 類型) (※2)
① 利用行為の目的や社会的要請	総合考慮	総合考慮	総合考慮
② 利用行為の性質・態様		「第〇条から〇条までの規定に掲げる行為のほか、…やむを得ないと認められる場合」	「著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受するための利用とは評価されない利用」
③ 民間での取引の成立可能性		総合考慮	総合考慮

※1 既存の権利制限の対象となっている行為と同等と評価しうる利用についての受け皿規定

※2 著作物のデータの利用の特徴である「著作物の表現を享受しない」態様に注目して権利制限を設けるとの考え方

出所：知的財産戦略本部次世代知財システム検討委員会報告書（2016 年 4 月）